

令和 8 年 5 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和8年5月28日（木）午後1時30分から午後3時15分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
	4番	武井 茂善	5番	中川 敦
	6番	久保 節夫	7番	松田 和久
	8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
	10番	矢嶋 壽司	11番	御子柴清市
	12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
	14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
	16番	松尾 英志	17番	濱 博
	18番	齋藤 勝幸	19番	奥原 邦義
	20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
	23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
	25番	山田 久子	26番	村山さえ子

(2) 推進委員 16人	推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
	推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
	推5番	百瀬 文仁	推7番	上杉 壽和
	推8番	石川 克彦	推9番	横山 竜大
	推10番	手塚 稔幸	推12番	横山 泰治
	推13番	清水 麻未	推14番	原口 知明
	推15番	平林 章司	推16番	丸山 貴久
	推17番	太田 稔	推18番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 22番 古畑 英俊

(2) 推進委員 2人 推6番 赤羽 武史 推11番 中野 浩史

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第31号～第35号）

イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第36号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第37号～第41号）

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第42号、第43号）

オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第44号、第45号）

カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第46号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価……………（議案第47号）

(2) 報告事項

- ア 令和8年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
	//	局長補佐	田中 隆利
	//	局長補佐	草田 崇博
	//	係 長	田中 貢治
	//	主 任	石坂かほ里
	//	主 任	木下 麻美
	//	主 事	西森 朋恵
	//	事 務 員	井上 真里

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 21番 塩原 至 委員

23番 二村 喜子 委員

〔書記〕 田中局長補佐、田中係長

13 会議の概要

議 長 続きまして、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任

特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料の１ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第３１号です。
７ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数２８１筆、貸付人１６５名、借受人１０９名、権利設定面積４２万５
平米となります。

議案第３１号は以上となります。

議 長

それでは、まず新規就農者の説明をお願いいたします。

１番、５番を矢嶋委員。

矢嶋農業委員

新規就農者、１番、〇〇さんですけれども、住所は〇〇、〇〇の近くであります。栽培予定品目は野菜全般ということで、ジャガイモから始まってハーブまでいっぱいございます。全部で３筆、１０．９９アールを作付するんですけれども、〇〇さんの娘さんが〇〇にお勤めと。それから、その関係で農業大学校の指導員とも知り合いで、私たち農業者が見ても、驚くべき栽培、新しい栽培をいろいろ取り入れて、もうしっかり借りたところも区分けされて、おまけにハーブまで作っておりますので、全然問題ないです。家族総ぐるみで休みの日に来て栽培しておりますので、問題ないと考えております。

それから、５番の〇〇さんでございますが、現在３４歳。今まで農業法人のほうで２年間正社員として勉強しております。この農業法人から農地を譲り受けまして、そこで水稻、それから花の関係はグラジオラスとアルストロメリアということで作付するような感じでございます。いろいろお話ししましたがけれども、自分の実家は、おじいちゃんが百姓をしていたと。でも、お父さんは百姓はしてないんですけれども、トラクターとか田植機があるということです。勉強の成果を生かして独立していきたいというふうにおっしゃっておりました。それから、トラクターやなんかは、行政の補助金を使って、また導入したいということもおっしゃっておりましたので、新規就農者、まだ若いので、期待をしたいというふうに思います。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、２番と３番を塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 ２番の〇〇さんであります。去年まで〇〇のスイカの指導員として勤務されておりました。スイカに関しては大変すばらしい指導をしておりましたので、問題ないかと思えます。ただ、土地がなかなか見つからないもので、できる限り見つけてやろうかなと思っております。

それと、３番の〇〇さん、出身は〇〇市ですが、今現在、居候といえますか、松本市のほうで暮らしておまして、それで〇〇苗圃に３年間

ぐらい勤務しております、その中で、〇〇苗圃から土地をお借りして、紅葉・雑木など栽培するっていうことで、経費をかけない、スコップと軽トラさえあれば掘れるっていうことでありまして、大変緑花木については勉強熱心な方であり、今後もう少し面積を増やしたいようなことを言っております、出荷先を〇〇苗圃のほうに全部任せるということでありますので、問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 続きまして、4番、塩原俊明委員。

塩原（俊）農業委員 〇〇さんですけれども、住まいは市内の〇〇です。それで、年齢が63歳ということなんですけれども、実は去年から和田の〇〇さんの農地を一部借りまして大豆を作って、それで自家製のみそを製造したところ、非常に評判がよかったということで、将来的には自家製みその製造を増やして、販売まで考えていると、こういうことでありました。農機具とかそういったようなものはお持ちではないですけれども、この土地を借りる〇〇さんの指導を受けて、そこの農機具やなんかも全部借りるということで話ができていようとして、非常に熱心にみそ作りを積極的にやりたいというお話でしたんで、問題ないかというふうに考えております。非常に6次産業の先端に行くような考え方の方ですんで、大いに期待をしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 ただいま新規就農者のご説明をお願いしましたけれども、前段の内容の説明も含めまして、ご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。

久保農業委員 以前、波田に〇〇さんともう一個有名な苗木店があるって塩原委員さんからお聞きしていたんですが、農地で苗をやるのは、紅葉がいいのか、柿や梅もいいのか、いや、これは駄目だとかっていうその線引きはどうだったか教えていただきたいです。

古畑（至）農業委員 一応緑花木は松本市としては農家だということであります。

議長 事務局のほうから回答します。
 緑花木は畑の作物としてカウントできるかどうか。

石坂主任 すみません、事務局なんですけれども、すぐに回答できないので、後での回答でもよろしいでしょうか。

久保農業委員 いいです。

議長 分かりました。そういうカウントの仕方もありますので、またその詳しい内容を後刻説明します。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第31号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第32号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

議長 事務局から説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第32号です。
合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付人3名、借受人3名と記載ありますが、1名の間違いですので、訂正をお願いします。8ページです。権利設定面積は2,526平米となります。
議案第32号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
32号、確認をお願いいたします。
それでは、質問、ご意見ある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第32号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第３３号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件についてですが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

（倉科農業委員 退席）

議 長 事務局から説明をお願いします。
石坂主任。

石坂主任 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第３３号です。
合計のみ申し上げます。
筆数１筆、貸付人１名、借受人１名、権利設定面積３，４９８平米となります。
議案第３３号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第３３号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

（倉科農業委員 入室）

議 長 続きまして、議案第３４号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、二村委員には退室をお願いいたします。

（二村農業委員 退席）

議 長 事務局の説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第34号です。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,600平米となります。
議案第34号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第34号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手
をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第35号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴
取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になります
ので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第35号です。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,700平米となり
ます。
議案第35号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第３５号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第３６号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進
計画要請の件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
西森主事。

西森主事 議案第３６号についてご説明いたします。
別冊資料１０ページをご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計
のみ申し上げます。
件数３件、筆数５筆、合計面積８，８３８平米となります。
以上、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第３６号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第３７号から４１号 農地法第３条の規定による許可申
請許可の件、５件について上程いたしますが、前回総会の折の課題事項が
ありますので、事務局から説明の後、３条の説明に入っていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

西森主事。

西森主事

農地法第3条の規定による許可申請許可の件ですが、議案のご説明に先立ちまして、先月の定例総会の中でご質問がありました農地法第3条を用いた農地の所有権移転について、制約や制限を設けられないかについてご説明をさせていただくべく、少しお時間を頂戴したいと思います。

本来、農地法第3条は、農地を農地として自身で耕作することを条件に所有権移転や貸借をすることに対し許可を出すものです。しかしながら、所有権移転後、何年もたたずに別の人に所有権移転をしようしたり、貸借を結ぼうしたり、転用したいと相談が来るといった案件も見受けられます。

以前は取得してから3年3作はするようにという要件を設けていたものの、令和4年に国からの通達で撤廃するとされました。とはいえ、我々事務局としては、容易に売買や転用ができるとはしておりません。

また、現時点で他者に耕作してもらうのであれば貸借を、転用の計画があるのであれば転用申請をその場でしてもらうべきなので、申請時や相談時にまずは自作するのかということを申請者に重々確認をしているところです。代理人からの申請であっても、申請書類には申請者として書類の内容を確認しているという旨を記載していただいた確認書というものを添付してもらっており、これを担保としておりますが、自作しなければならない期間について制限できないのは現状です。

また、体調不良で耕作が続けられない場合や、事情により転居しなければならない場合など、農地取得後にどうしても自分で耕作ができなくなってしまったと相談を受けることもあります。そういった場合には、事情を聞いた上で判断するようにしております。

多くの場合は、短期間で所有権移転や転用をしたとなると、次の申請があった際には、その履歴を基に不許可となる可能性があることを申請者にはご説明をしております。

こちらの案件については以上です。

続きまして、議案のご説明に入らせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

参考資料として新規就農者の新規就農者の情報を2ページ目に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

議案第37号、実際の耕作者へ所有権を移転するものです。

議案第38号、新規就農のため、使用貸借権を設定するものです。

議案第39号、隣接自己所有農地と一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第40号、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第41号、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上5件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、地元の委員の方からご意見を伺います。
37号、百瀬委員、お願いします。

百瀬農業委員 37号の案件は、〇〇から南へ200メートルくらい行ったところなんですけれども、その畑です。譲受人の〇〇さんですけれども、その自宅の隣にある農地です。それで、〇〇さんが隣にある農地と一緒に自分でこれまでも耕作をされてこられまして、それで該当のこの農地ですけれども、おじさんから譲り受けるということなんですけれども、93歳と高齢で、しかも埼玉県に住んでおられるということで、これを贈与して受けて、今後も同様に農業を続けていくという案件ですので、全く問題ないと思います。

議 長 続きまして38号、御子柴委員、お願いします。

御子柴農業委員 〇〇さんという方なんですけど、この〇〇さんがちょっと体調を崩しまして、畑の管理ができなくなったということで、〇〇さんに、これはお姉さんと、主は弟さんがやるそうですが、4年前からほかの農家の方のところへ手伝いに行って、農業のノウハウを学んだということで、もうちょっと品種を増やして自家菜園をしたいという希望があって、この土地をお借りしたという経緯だそうです。それで、もう既に3種類、ニンジン、カボチャ、長ネギですか、これを定植して、周りも草刈りしたり、ちゃんと管理をしてあったので、問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
以上です。

議 長 続きまして、39号、河西委員、お願いします。

河西農業委員 39号、譲受人の〇〇さんは、加工用のブドウ、ワインですね。ワインになるブドウを寿地区で栽培している方です。ワイナリーを何年か前に造ったんですけれども、その周辺の農地で加工用のブドウを栽培するという案件です。特段問題ないかと思います。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、40号、小笠原委員、お願いします。

小笠原推進委員 里山辺の出張所、そのすぐ上に〇〇がありまして、〇〇からさらに西北のほうへ行ったところの土地になります。こちらの土地は、〇〇さんのご主人、もう既に亡くなっております、〇〇さん。それから、〇〇さんのお父さん、〇〇さんと言うんですが、昭和40年にこのお二人で売買契約が口約束並びにお金のほうのやり取りも既に終わっておりまして、土地家屋調査士の方に〇〇さんがお願いして調べたところ、平成31年に〇〇さんはお父さんから相続を受けていまして、もう既に畑としてもう数年作って

らっしゃるということが分かりまして、それでこの際、きちんと登記をして、新規営農ということで畑を管理したいということで、特段問題なく、いいと思います。

議 長 それでは、続きまして41号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回、〇〇さんが〇〇さん所有の農地、1筆、148平米を売買により所有権移転を行うものです。場所は岩岡地区の、〇〇の西南50メートルほどの本当に集落内の中の狭小な農地であります。本農地の周囲は道路と用水路に囲まれておりまして、〇〇さん自身はもう高齢で営農継続できないということで、親族に当たります〇〇さんがこれを管理していくということで今回の案件になっております。現場見ましたところ、ぽつぽつと花が植えられておりまして、雑草などはないような状態に管理はされておりました。特段問題ないと思いますので、許可は適当と考えます。

 以上です。

議 長 続きまして、全体を通じまして質問、意見等ある方は発言をお願いいたします。

 [質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。

 農業委員の皆様には伺いますが、議案第37号から41号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

 [全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

 続きまして、議案第42号及び43号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

 事務局から一括説明をお願いします。

 井上事務員。

井上事務員 すみません、議案の途中ですが、一言失礼いたします。私、4月新規採用で配属されました井上と申します。4月の総会、欠席となっていましたので、この場をお借りしてご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

 それでは、議案説明へ移らせていただきます。

 議案書の3ページをお願いいたします。

 農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第42号、転用目的、住宅敷地です。追認案件です。

続いて、議案第43号、転用目的、住宅敷地です。追認案件です。

以上、この案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元の委員の方の意見を伺います。
42番、濱委員、お願いします。

濱農業委員 42番の案件ですが、写真の6ページを見ていただいて、これ、鬱蒼とした林にしか見えませんが、この裏側に住宅があります。この木がよく育っているところが畑の地目で、コの字の格好を、コの字というかLの字の格好に本来は農地があるわけですが、そこにもう庭状態というか、林状態というか、やぶ状態というか、育っちゃいまして、これはぜひ是正してもらわないと、どうにかできるという問題じゃありませんので、致し方ないかなというふうに思っております。先代、一代前の人から農地と気づかずに使っていたというような言い訳がありますので、これは致し方ないかなというふうに思っております。
以上です。

議長 続きまして、43番、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 43号につきましては、場所なんですけれども、つい最近、波田にセブンイレブンができて、その近くでございます。それで、写真を見ていただいて、7番、8ページでありまして、この〇〇さんの家につきましては、昭和64年からこのような感じで住んでおりまして、前の白い建物が〇〇さんの現在の自宅で、右側が昔の母屋ということです。この昔の母屋を売却する計画でしたけれども、測量してみますと、宅地の周りに農地があるということでありまして、この写真を見ていただくと、丸いようなものが結構あると思うんですけれども、これは多分、木を伐採した跡だと思うんですよ。ここが農地で、あと〇〇さんのうちに入る通路も多分農地だったということで、もう40年以上も経過しておりまして、本人は全然農地だっていることに気づいていなかったみたいで、追認ということで、これを農地にすることはなかなか難しいと思いますので、仕方ないなと思っております。
以上です。

議長 それでは、現地を見ていただいた委員の方に伺います。
奥原委員、併せてお願いします。

奥原農業委員 現地を見ましたところ、なかなかもう林になるような場所がありますし、木も何本か実際には伐採してありました。それで、ちょっと自分の自宅へ

入る道も農地ということで、中へ入りにくいようなところでしたので、ちょっといかがなものかなという、相当複雑な農地でしたので、その辺を宅地以外にはどうしようもないじゃないかなという形で見てまいりました。
以上です。

議 長 43号もあれですか、奥原委員。

奥原農業委員 42号は、これは島立のほうですね。42番は住宅というところで、狭いような場所でしたが、これ、もう整地されていまして、恐らく問題はないんです。やむを得ないところです。

43は、先ほど話したとおり、非常に林でもない、木でもない、いろいろな複雑な場所でありますので、これも恐らく農地に復活するというのが非常に難しいと思いますので、これ、やむを得ないと思って見てまいりました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

田中係長、追認の要件だけれども、両方追認の要件に該当するっていう判断でいい。

これ、42号が写真だけ見ると、こういう追認なのかなと。解消してから転用で出せるような気がするが、そうでもないか。

井上事務員 議長。

議 長 井上事務員、お願いします。

井上事務員 ご質問の内容で、議案42号の現地なんですけれども、上側の写真がちょうど南側になるんですが、その横ですね、東側にかけてL字の形で農地が残っているというところで、L字側、東側の土地には物置ですとか、一部倉庫のようなものが置かれていて、こういう内容で今回追認の案件となっております。

以上です。

議 長 濱委員、そういうこと。

濱農業委員 20年ぐらい前は、木、こんなにでかくはなかったと思うんだよね。垣根ぐらいの木があっただけで。〇〇のすぐ西側のところで、島立のメインストリートの田んぼ1枚置いた奥ですので、通り際によく見ていたんですが、もう家を建てた時点から、何かもう農地という認識がなくて、今住んでいる方の親の代の方のときからいろいろ、幾らか育苗のハウスがあった時代もあったんですけれども、時がたつにつれてこういうやぶになっちゃったということだと思います。中にはいろいろ置いてありますので、とても農

地という状況ではない。庭という、宅地という状況にもうなっちゃっていますので、これ、衛生的に言うと、もう少し木を始末したほうがいいかなという部分はあるんですけども、これを農地復旧するということになると、ちょっと大変は大変ということだと思います。

議 長

いいですか、補足。

基本的には、追認というのは、申請当時、正規に申請すればオーケーだというふうになったのが、誤って建てたりしちゃったもので、追認で、4条でも5条でもそういうのもあるんだけれども、転用をやるんなら、きれいに農地に戻しておいて、追認じゃなくて転用するところがあるのがやっぱり王道だと思うけどね。それで、この事案がそれに該当するかどうかという判断の問題だと思うだよ。

倉科委員。

倉科農業委員

すみません、私も奥原委員と一緒に現地確認させていただきました。

42号については、第3種農地でありますし、写真の中では小さく写っていますけれども、もう既にプレハブの物置等置かれておりまして、これ、もう生活上必要なものでありますので、しょうがないということの判断だと思います。

それから、43号につきましては、先ほど説明ありましたけれども、母屋のほうを売ってしまうという事情があって、その際、現在の道路から入って来る進入路がなくなってしまう。それから、駐車場として利用するスペースもなくなってしまうということで、こちらについても生活上必要な転用だということで、追認やむを得ないというふうに現地で見受けましたので、そういうことかなというふうに判断しました。

議 長

事務局、いいですか。そういう追認案件として該当するという判断です。ほかに。

久保農業委員

きれいにしておけっということでしょう、会長。

議 長

そうです、そうです。それ、もし普通の転用なら、そういうことを指摘して、そういうふうにしてからの転用になりますけれども、追認に該当するかという疑問でした。

何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第42号及び43号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第44号及び45号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

井上事務員。

井上事務員

議案書の4ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第44号、転用目的、住宅です。

議案第45号、転用目的、駐車場・駐輪場です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いします。

議 長

地元の委員の方の意見を伺います。

44号、濱委員、お願いします。

濱農業委員

先ほどの42の案件の住宅のすぐ北隣で、地目は田んぼなんですけど、農地です。これ、面積的にはちょうど自家用野菜作って生活していくにはちょうどいいくらいの面積だなと思うんですけども、きょうびの若い人はそういうことはやりませんので、うちを建てるということで、空き家がこれだけ出ている時代に、ちょっとという思いもありますけれども、そのうちの都合で仕方ないかなというふうには見てまいりました。

以上です。

議 長

続きまして、45号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 10ページを見ていただきまして、申請地は左側の建物が〇〇さんの元住宅、相続で頂いた住宅でございます。〇〇さんは今、群馬県にいらしまして、波田のほうには戻らないということで、お嬢さんに相談したところ、この宅地を直して売るような計画を立てたみたいでございます。その前に農地が78平米ありまして、やはり宅地を直して売る場合には、前に駐車場とかいろいろななければいけないし、隣近所を見てみますと、石をきれいに敷いてありまして、どこも土が出ていない住宅だらけで、何か隣の人から土が舞って来るといふ苦情等がございます、駐輪場とか駐車場を造るのはやむを得ないかと思っております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。
それでは、現地を見ていただいた倉科委員、続けてお願いします。

倉科農業委員 議案４４ですけれども、こちら、第３種農地でありまして、やむを得ないものというふうに考えます。
それから、議案４５ですけれども、先ほど塩原委員が説明したとおりだと思いますが、これで転用がありましても、周辺への影響はないので、こちらもやむを得ないというふうに考えます。
以上です。

議 長 ありがとうございました。
続きまして、全体を通じまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第５条の規定による案件、２件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第４４号及び４５号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第４６号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、１件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
井上事務員。

井上事務員 議案書の５ページをお願いいたします。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件についてご説明いたします。
議案第４６号、神林にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 地元の委員の方の意見を伺います。
塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 この４枚について確認をとということで通知文が来ていたので、この４枚見てきましたけれども、この４枚とも耕作はされておりました。
以上です。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、全体を通じましてこの案件についてご意見、ご質問がある方は発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1 件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第 4 6 号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。

西森主事。

西森主事

それでは、報告事項のアからオについてご説明いたします。

これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料 6 ページからご覧ください。

6 ページ、非農地証明の交付状況の件、3 件、7 ページ、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、7 件、8 ページから 9 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、2 1 件、1 0 ページから 1 1 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、9 件、1 2 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、7 件。

以上となります。よろしくお願いします。

議 長

ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、暫時休憩いたします。3 0 分再開いたしますので、お願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。

前半の農地に関することの中から、苗木といいますか、緑花木の件の話がありましたので、事務局からこの説明をまずしていただきます。

田中係長。

田中係長

事務局の田中でございます。

先ほどの件につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、農地とは何ぞやということですが、農地法第2条に規定されておりまして、耕作の目的に供される土地、これを農地と言うということになっております。耕作というのは、土地に労費を加え、肥培管理を行うというものになりまして、その作付するものは特に限定されておられませんので、中には果樹含めて苗圃というものも含まれております。ですので、品目は果樹であれ、観葉植物であれ、肥培管理をして移動できるようなものを育てるということであれば、農地の管理という形になりますので、農地法の審議の範疇に含まれると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

久保農業委員

ありがとうございました。

議 長

それでは、進行してまいります。

これ以降、農業委員会の業務に関する内容になりますので、推進委員の皆様も最後の集約までお付き合いをよろしくお願いいたします。

まず、議案第47号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田補佐。

草田局長補佐

お願いいたします。

資料13ページお願いします。

それでは、最適化活動の点検・評価についてご説明をします。

この点検・評価は、農業委員会が毎年度目標を設定し、その実施状況及び達成状況を点検・評価した上で、市や県知事等に報告することが令和4年度から全国一律で実施が求められているものになります。

制度の根拠となる通知につきましては、資料20ページから26ページに添付しておりますので、また併せてご確認をお願いします。

2の点検・評価（案）です。

農業委員会全体としての最適化活動の実施状況点検・評価（案）については、次のページからになりますが、その説明の前に、評価と評語の考え方について簡単にご説明をいたします。

資料の25ページをご覧ください。

農業委員会の目標の評語については、資料には表1と表2があります。まず、表の2をご覧ください。

表の2では、目標項目である成果目標と活動目標の達成状況に応じて、それぞれ点数が設定されています。これらの各項目の点数を合計し、その合計点が表1のどの区分に該当するかによって、4段階の評語が決まる仕組みとなっています。

なお、成果目標は、たとえ達成率が基準に満たなかった場合でも、それぞれ最低1点ずつが加算されて、合計3点になります。さらに、活動目標の2つが実施されていれば、それぞれ1点ずつ加点されて、合計が5点になるというものになります。5点になれば、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語がつく仕組みです。このように成果が伸び悩んだ場合でも、農業委員会として計画的に活動を実施していけば、評価につながるという仕組みになっています。

続いて、推進委員等の点検・評価についてです。

26ページをご覧ください。

こちらについては、先月配付して、それぞれ委員の皆様からコメントをご記入いただいた別紙様式3の評語に関する説明になります。

こちらにつきましても、表の1と表の2があります。先ほどの農業委員会の評語と同様に、表の2では、目標項目である成果目標と活動目標の達成状況に応じて、それぞれ点数が設定されています。これらの各項目の点数を合計して、その合計点が表の1のどの区分に該当するかによって、4段階の評語が決まる仕組みとなっています。

なお、成果目標は、たとえ達成率が基準に満たなかった場合でも、こちらと同様にそれぞれ最低1点ずつが加点されて、合計3点となります。さらに、活動日数目標のうち月当たり10日の活動目標を達成していれば4点または6点、さらに月平均の活動日数が8日以上であれば8点または12点が加点されて、合計15点以上となって、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語になります。

このように、成果だけではなくて、日々の活動に重点を置いた評価制度となっております。日常的な農地の見回りや声かけなどの活動が評価につながることをご理解いただければと思います。

それでは、続いて昨年度の最適化活動の成果と活動の実施状況についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

農業委員会の状況につきましては、目標設定時である令和7年4月1日現在の状況を記載しています。

15ページ、最適化活動の実施状況です。

こちらは成果目標に対する達成状況になります。

農地の集積ですが、中段の③実績をご覧ください。管内の農地面積は、7,120ヘクタール、うち集積面積は4,094.42ヘクタール、集積率は57.5%でした。達成状況は97.9%となっています。

この件について少しご説明いたします。

農業委員会の点検結果のところにも記載ありますが、集積面積については、市が作成する担い手の農地利用集積状況調査における集積面積を基にして

います。令和7年度は、この調査において担い手区分の整理を行ったことにより、目標に対する実績が下回る結果となりました。ただ、引き続きJA等の関係機関と連携して、担い手への農地集積に向けた利用調整を進めてまいりますと記載しております。

続いて、16ページをご覧ください。

遊休農地の発生防止・解消です。

解消目標は、令和3年度に調査された遊休農地、緑区分の31.4ヘクタールを5年間かけて解消するものです。

中段の③実績をご覧ください。令和7年度の解消実績は1.15ヘクタール、達成状況は18.3%でした。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積については2.74ヘクタールでした。

続いて、17ページをご覧ください。

新規参入の促進、中段の③実績です。昨年度新規参入者への貸付け等について、同意を得た上で公表する農地面積は132件、14.51ヘクタール、達成状況は28.5%となっています。

続いて、18ページをご覧ください。

最適化活動の活動目標ですが、推進委員等が最適活動を行う日数目標は10日です。昨年度の実績についての項目自体ありませんが、月当たりの活動日数の平均は、松本市の農業委員会の平均ですが、4.9日でした。こちらは令和6年度と同様の日数となっています。

続いて、活動実績についてご説明します。

19ページ中段の②実績をご覧ください。新規参入相談会への参加です。中川代理に東京で行われました新・農業人フェアに参加をしていただき、新規就農希望者の相談対応をしていただきました。ありがとうございます。これらの結果から、先ほどご説明した評語の算出方法に基づく、昨年度の総合評価は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、最後に推進委員等の点検・評価結果の人数が記載されていますので、またご確認ください。

成果実績は、地域の実情や農家の意向など外的な要因に左右されやすい面があります。一方で、農地パトロールや声かけといった日常の活動は、委員の皆さん自身の意思で取り組める非常に大切な要素となります。活動された際には、記録のつけ忘れがないよう留意いただき、異常がない場合でも、活動した日は積極的に記録をお願いします。

また、タブレットで入力に不安の方などいらっしゃいましたら、現在、総会前30分前から活動記録の入力支援を行っていますので、お気軽にご参加ください。

以上が農業委員会の点検・評価になりますが、それではここから委員の皆様一人一人の活動について、昨年度の取組を共有していただきたいと思います。

本日は3名の委員の方にご発表をお願いしています。それぞれ地域や団体等でどのような工夫や対応をされてきたのかご紹介をいただくことで、今

後の活動の参考にもなればと思います。

最初にご発表いただくのは松田委員です。松田委員は昨年度の活動日数が特に多くて、日頃どのように取り組まれていたのか、またそれに伴った成果などあれば、お話しいただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

松田農業委員

事務局のほうから指名いただきまして、取り留めのない話になるかと思いますが、参考になればということでお話し申し上げたいと思います。

今、話があったように、活動日数が一番多いというようなことがありましたけれども、要はタブレットにいかに入力をするかということだけだと思いますので、そんな難しい話じゃないと思います。

私、地元が中山なものですから、中山のところは非常に中山間地で荒廃地も多い。本当の意味での農業地帯ではないというふうに農業委員の前の推進委員の時代から考えておりまして、中山についての課題は、農地をいかにして現状を維持していくかということしかできないと思います。農地の拡大だとか、規模拡大ということもなかなか難しい状況ですし、現状の中山の農業、特に水田農業を見ても、2つの農業生産法人と一部の大型の認定農業者の方で耕作しているということで、約150ヘクタールあるんですけれども、それを何とか守っていると。最近の中では、山つきに非常に、最近熊の話が出ましたけれども、熊以上に鹿の害が多くて、耕作できないような圃場もありますけれども、そんなことで、非常に苦労しているということです。

農業委員になって第1期目なんですけれども、前の農業委員の太田さんに言われたことは、とにかく小まめに管内を巡回といいますか、見守って、いろいろな面でアドバイスできるものはするし、個々に協力を要請するところがあれば、協力を求めたらどうかというふうに言われまして、それを引き続きやってきております。

それで、特に少し中山の農地、特に山つきの畑が多いんですけれども、そういったところは1年放っておけば、もう山林化してしまうというようなところがありますので、中山としては、もう防護柵に近いところの耕作の不可能な農地、特に畑を中心には、もうこれは農地からの除外を考え、進めていくべきだろうというふうに思っております。地域計画の中でも、今後そういったことも盛り込んでいきたいというふうに思いますが、とにかく小まめに管内農地を見回りといいますか、そういったことをすることが必要だというふうに思います。

一応私、活動日数といいますか、タブレットに入力日数を、月最低でも15日くらいは入力をしたいということを念頭に考えてやっております。例えば、毎日、農家ですので、畑や田んぼに行きますけれども、当然その行き帰りのときには、自分以外の田んぼや畑を見るわけですから、これは簡単に言うと農地パトロールをしているということですから、毎日それを30日間入力するというわけにもいきませんけれども、例えば自分の畑に行くときに、たまには回り道をして、今まで通ったことのない、ふだんの通

勤の道じゃないところを通ってみて、ほかの人たちの圃場を見守るといいですか、見て回ると、そういったことも心がけないと、毎日毎日同じところを通っていても変化がありませんので、やっぱりそんなことを考慮してパトロールするようにしたらどうかということでも考えて、実践してまいりました。

それから、今、パトロールの話ばかりしましたがけれども、それぞれ農業委員の方、推進委員の方、いろいろな職名委嘱でいろいろな役割を担っているかと思います。関係でする組織もあれば、全く自分とは関係ない組織もあるかと思いますが、そういったところに出たときには、ぜひ農地情報といいますか、そういった農地に関わる話題を少しでも話をして、どこかに荒れた農地がないかとか、新しく新規参入するような人がいないかとか、おたくの息子さんは休みの日は百姓やってくれるかとか、そんなささいなことでいいと思いますんで、そういったことを少しでも細かく点検しながら、ふだんの活動をしていけばというふうに考えながら、話し合い等の活動にも参加をしてまいりました。

そんなようなことをやっていって、積み重ねが約月平均の大体15日ぐらいの活動日数になるかと思いますんで、最初のほうにも申しあげましたけれども、いずれにしても少しでも多くタブレットに活動した内容、本当に農業に関わることでしたら何だって結構ですので、ぜひ入力をしていただければ、いろいろな面での参考になるかと思いますが、また皆さん方のそれぞれの立地状況の違う中での農業に携わっているわけですので、それぞれの立場の中でやっていただければと、そんなふうに思いますんで、ちょっと長くなりましたけれども、ふだんやっている内容を申し上げて、参考いただければということで申しあげましたので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

草田局長補佐

ありがとうございました。

続いて、山田委員です。山田委員からは、昨年度の女性の農業委員としての活動を通じて感じたことや、課題と感じたことについて、女性の立場から、視点からお話をいただきます。お願いいたします。

山田農業委員

私は自分の推薦団体がまつもと農村女性協議会というところですので、それについて少しお話ししたいと思います。

松本市には、「農村」とつく女性団体が2つあるんですけれども、1つは農村生活マイスター協会松本、もう一つはまつもと農村女性協議会です。マイスター協会というのは、年5回の長野県の研修を受けて認知されている、そういう女性の団体です。どちらも松本市から委託料が出ていまして、市民向けに料理講習を行ったり、公共の場所に花を育てたりして活動しています。

まつもと農村女性協議会について少しお話しさせていただき、活動へのご理解、またご協力を願うこともあるかもしれませんので、よろしくお願いします。

このまつもと農村女性協議会は、各地区からのまつもと農村女性協議会の活動に賛同した女性の集まりで、農村地域づくりと社会参画意識の促進による社会的地位の確立を図ることを目的としています。

活動の内容ですが、主に料理講習なんですけれども、伝統料理などを含んだ市民向けの料理講習会などを開催しています。委託料が出ていますので、このときの講師料とかそういうのはそういうところで賄わせていただいています。材料費なども、そういう委託料などで賄っています。

手軽にできて体に優しい料理を会員が考案し、練習して講習会に備えています。できるだけ地元で収穫されている農産物を使っのメニューを考えています。身近にある夏野菜やお米、ソバ粉などを使って、時代に合ったレシピを作り、講習しています。ホームページがありまして、各地区の会員の皆さんの料理を考案されたものが料理レシピ集として掲載されていますので、活用していただきたいです。

農業委員会だよりの中に、このまつもと農村女性協議会のコーナー「レインボーまつもと」には毎回原稿を寄せていただいています。ここでは、それぞれの活動の様子が伝えられています。公共の場への花壇作り、管理、そして視察研修や交流会など、生き生きと活動されている様子が書かれています。

御多分に漏れず、高齢化の波がここでも押し寄せてきています。会員の減少などありますが、食育の推進や地元への貢献などなど、まだまだやっていくことはたくさんあります。農業を支えてきたのは、この母ちゃんたちです。これからもますます元気に活動していきたいです。

これが最適化活動へつなげられていいか分からないですけれども、これからもこの活動をみんなで楽しく続けていきたいと思います。

以上です。

草田局長補佐

ありがとうございました。

最後に、平林推進委員です。平林推進委員は、昨年度農地の見回り活動を中心に取り組まれた中で、近隣の方から遊休農地に関する話を受けて、実際に解消に取り組まれた内容についてお話しをいただきます。お願いします。

平林推進委員

推進委員の平林です。よろしくお願いいたします。

私の担当している地域は梓川の西部のほうの地区で、一番西側で山沿いのところを担当しています。そして、私の家は一番端にある、八景山地区という一番外れにあるので、もう毎日のようにその地区内、会社に行くにも、買物に行くにも通るもんですから、タブレットに登録しようとする、ほとんど毎日なんですけれども、さすがに毎日登録するのは大変だな、ちょっと無理かなと思いながら、週二、三回ぐらいの登録にはしています。

そんな中で、パトロールしている中で、たまたま1件、隣の町会で知り合いの方とばったり会ったら、以前田んぼだったところが背丈以上に草でぼうぼうになっていますので、あそこの草を何とかしてもらえないかという

相談があって、地主の方のところへ行ったら、もう高齢者で、97歳の方なんで、もう自分ではできない。今まで貸してあったらしいんですけども、返されちゃったらしくて、その方が病気になっちゃってできないということで、それでずっとほったらかしになっていたようで、結局話をして、じゃ私、始末するんでって、ビーバーで毎年刈っています。年に3回ぐらいか、去年は多かったです、草の伸びがすごくて。

それから、自分の町会の中に電気柵で丸々囲ってある優良農地の中にアカシアの林が1か所出ちゃって、直径10センチ前後のやつから、5センチぐらいから10センチ前後のもので五、六十本あったんです。それも近くの方から、あの林を何とかしてくれないかなと言われて、それも地権者の方に話をして、私、全部切りまして、去年の冬。そうすると、切ると、アカシアって春になると芽が出てくるんですよね。その芽は、除草剤で何とかやると相当減っていくんですけども、今年、やっぱりどうだろう。直径三、四センチくらいのものが結構やぶになっていて、それ、今年また切りまして、この間除草剤かけました。どんどん多分、そういうやぶは減っていくとは思いますが、やり出すとずっとやってないといけないので、ちょっと大変かなと思います。

そのほかに何か所かあるんですけども、それはもう私一人じゃ手が回らないんで、隣の耕作者の方とか話をして、一緒にトラクターで起こしておいてよとか、草刈るときに一緒に刈ってくださいと言ってお願いしてやってもらっています。

あと、電柵の外にある山際のところは、もうやぶになっちゃって、どうも手が見つからない。昔は多分桑畑だったと思うんですけども、もうやぶになっちゃって、そこはもうどうしようもないなと。それで、優良農地である電気柵で囲われた中、そこだけは何とかしてやろうと。

ほかの町会のところを回って見ると、やっぱり優良農地のところにはそういったことはあんまり見当たらないんで、山際のところだけです。そこはもう今後、多分農地から外すべきではないかなというふうに思っています。そんな感じです。

以上です。

草田局長補佐

ありがとうございました。

以上、3名の委員の方からそれぞれの現場での取組をご紹介いただきました。活動の内容は地域ごとに異なりますが、ほかの委員の皆様にも、今後の活動のヒントや励みにしていただければと思います。

ほかにも多かったコメントとして、農地の見回り活動を積極的に行った。新規就農者に対する相談対応や情報提供を行ったという点が挙げられます。これらを踏まえて、先日コメントいただいた別紙様式3の総会で出された意見につきましては、「農地の見回り活動や新規就農者への相談対応、また遊休農地の解消に向けた取組を地域の実情に応じて積極的に行うことができた」と記載して、また後日共有させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

以上になります。

議長 それぞれの方、大変ご苦労さまです。深く感謝申し上げます。
ただいま、それぞれの地盤の中で話がありましたし、説明がありました。
皆さんのほうから質問、意見、提案等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、これより採決を行います。
全委員の方にお伺いします。
この案件については、全委員を対象にお伺いしますが、議案第４７号について、原案どおり決定することに賛成の全ての委員の皆さんにお伺いします。賛成の方、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
次に、報告事項のア、令和８年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてに入ります。
事務局の説明をお願いします。
木下主任。

木下主任 ２７ページをお開きください。
令和８年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について、各農業協同組合、ＪＡ松本ハイランド、ＪＡあづみより関係資料をご提供いただきましたので、地域の農業者等からのお問合せの際に参考としてください。
２８ページ、２９ページが料金表になります。
昨年度に引き続き、３％ほど労賃のほう上がっております。
また、こちら、現場で適用する際は、当事者同士で決めていただくものになりますが、地域の実情とか、その圃場の状態とかによって、参考の上、決めていただくものになります。
私からは以上になります。

議長 これにつきまして皆さんのほうから何かご質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 両ＪＡの責任において出された数字ですので、またご承知おきをしていただきたいと思います。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてに入ります。
事務局の説明をお願いいたします。

草田補佐。

草田局長補佐

では、３０ページをお願いします。

主要会務報告です。

５月２１日、農地転用の現地調査に奥原委員と倉科委員に対応していただきました。

２５日から２６日、長野県１９市農業委員会協議会通常総会が安曇野市で行われ、会長が出席をしました。

２７日、第２１回定期理事会、市町村農業委員会会長及び事務局長合同会議が浅間温泉文化センターで開催され、会長が出席をしました。

本日１１時から、関東農政局による農業委員会業務執行体制等に係るヒアリングがあり、役員の方に参加をしていただきました。

また、総会終了後、各委員会が予定されていますので、該当の方は出席をお願いします。

３１ページ、当面の予定です。

６月２日、全国農業委員会会長大会、長野県選出国會議員への要請懇談会が東京で開催され、会長に出席をしていただきます。

８日に長野県農業委員会女性協議会松本支部定期総会及び研修会が松本合同庁舎で午後１時３０分から開催されます。女性委員の方には出席をお願いしています。

１５日、県農業者年金推進協議会代議員総会と常設審議委員会が長野市で開催され、会長が出席する予定です。

１８日、長野県農業会議第１１回通常総会に会長に出席をしていただきます。

２２日、農地転用現地調査は古畑委員と山田委員となっています。よろしくお願いします。

２６日、総会となっています。また、総会の前に、現在欠員となっている農業委員の辞令交付式があります。辞令交付後、そのまま総会に出席をしていただく予定となっています。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

この内容について何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

では、なければ了解をお願いいたしたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、公務災害補償制度への加入についてを事務局から説明をお願いいた

します。

田中補佐。

田中局長補佐

それでは、皆様のほうに別紙でお配りしてあります公務災害補償制度への加入についてをご覧ください。

趣旨でございますが、農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんが公務中に事故等に遭われた場合に支払われる保険制度に加入するものになります。

保険期間につきましては、令和8年10月1日から令和9年10月1日までの1年間となります。

加入する型ですが、B型ということで、内容は4のほうに記載してあります。一口当たり保険料が1,500円、補償内容は記載のとおりとなっております。

加入方法につきましては、記載のとおりであります。(2)になりますが、保険料1,500円につきましては、7月の委員報酬のほうから差引きをさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、参考資料ということで、裏面のほうにそれぞれ補償内容は記載されていますので、またご覧ください。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

何かこの案件について……、よろしいですかね。

了解をしていただきたいと思います。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

草田局長補佐

続きまして、本日、農業農村支援センターからの情報提供ですが、山戸係長が不在ですので、また資料をお目通しいただきたいと思います。

総会終了後、専門委員会が開催されます。農業振興委員会はこの会場で、情報・研修委員会は農業委員会室になりますので、お願いします。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いします。

該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、駐車券の無料認証を行いますので、そちらをお願いいたします。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

ほかにどなたか発言。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長

以上で本日の案件は終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 2 1 番

議事録署名人 2 3 番
